

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和4年1月25日に公告を行う調達案件から適用する。

入札公告

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価（賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②暦年単位での表明）
①大企業 3%以上 ②中小企業1.5%以上 ※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの

加算点＝加算点の合計が5%以上の整数となるよう加点の配点を設定→ 例 従来の加算点30点＋賃上げ加算点2点＝加算点合計32点（2点/32点=6%）

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部
契約課へ提出（賃上げの実績の確認）

①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書（又は税務申告の作成書類）

②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者

総務部
契約課
に提出

四半期分を
本省大臣
官房会計
課に提出

四半期分を
財務省主
計局法規
課に提出

総務部
契約課
へ連絡※

各省各庁
の長へ通
知

全省庁分を
財務省が
まとめ

※総務部契約課から、賃上げ基準に
達していない企業に減点措置の通知

財務省主計局法規課から通知された日から1年間
国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点
より大きな割合の減点（関東地方整備局（港湾空港
関係を除く）調達案件は加点に1点を加えた減点）

関東地方整備局における物品・役務の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和4年1月25日以降に公告を行う調達案件から適用する。

■関東地方整備局の物品・役務における総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
→ 加算点の合計の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定

①車両管理

技術評価点の合計が300点 → 従来の技術評価点300点の中に賃上げ加算点15点を追加 (15点/300点=5%)

②サーバ等賃貸借、システム開発・改良、保守業務、

加算点(除算式)の合計が30点の場合 → 従来の加算点30点+賃上げ加算点2点とし合計32点 (2点/32点=6%)

③電気通信設備等製造、電気通信設備保守

加算点(除算式)の合計が65点の場合 → 従来の加算点65点+賃上げ加算点4点とし合計69点 (4点/69点=5%)

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)
(又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は
対前年)増加率○%以上とすることを
表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(法人番号を記載)

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

状況に応じいずれかを選択

本表明書をもって初めて従業員
に賃上げを表明する場合は上段
を、本表明書以外のところで従業
員に賃上げを表明している場合は
下段を選択してください

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書については、従業員代表及び給与又は経理担当者が押印した書類の
写しの提出とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度及びその前年度の
「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに関東地方整
備局総務部契約課購買第一係に提出してください。ただし、法人税法(昭和 40
年法律第 34 号)第 75 条の 2 の規定により申告書の提出期限の延長がなされ
た場合には、同条の規定により延長された期限までに提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作
成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を
提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年及びその前年の「給与
所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の 1 月末までに関東地方整備
局総務部契約課購買第一係に提出してください。
3. 上記 1 又は 2. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していな
い場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は
上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総
合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するも
のとしします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告
が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由
の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開
始時に当該事由を確認した関東地方整備局総務部契約課により適宜の方法で
通知するものとしします。
5. 表明書の従業員代表、給与又は経理担当者(以下、従業員代表等)について
は特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選
出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印がない場合は加
点対象となりません。表明書の提出は、押印した書類の写しとしします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とする

ことを
表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

状況に応じいずれかを選択

本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（法人番号を記載）

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書については、従業員代表及び給与又は経理担当者が押印した書類の写しの提出とする。

※本表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。
なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

（留意事項）

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに関東地方整備局総務部契約課購買第一係に提出してください。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、同条の規定により延長された期限までに提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに関東地方整備局総務部契約課購買第一係に提出してください。
3. 上記1又は2.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した関東地方整備局総務部契約課により適宜の方法で通知するものとします。
5. 表明書の従業員代表、給与又は経理担当者（以下、従業員代表等）については特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印がない場合は加点対象となりません。表明書の提出は、押印した書類の写しとします。
6. 直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の提出がなされなければ加点対象となりません。

緊急提言

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～

令和3年11月8日
新しい資本主義実現会議

営規律の確保に配慮しつつ、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促すことを検討する。

事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

(8) 新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方についての政府税制調査会における検討

新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方について、政府税制調査会の場で議論を進める。

2. 公的部門における分配機能の強化

(1) 公的価格の在り方の抜本的見直し

① 看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方

若い世代の将来への不安を解消することは、消費の拡大につながり、成長と分配の好循環を支える基盤となる。人生100年時代の到来を見据え、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての方々が安心して生活できる、全世代型社会保障の構築に取り組む。このため、新たに全世代型社会保障構築会議を立ち上げる。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線におられる、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方の抜本的見直しを検討する。

これに先立ち、経済対策等において、必要な措置を行い前倒しで引き上げを実施する。

② 賃上げのための政府調達手法の検討

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

(2) 子ども・子育て支援

① 子ども目線での行政の在り方の検討

子どもを巡る様々な課題に適切に対応するため、子ども目線での行政の在り方について、本年末までに基本方針を決定し、可能であれば次期通常国会に法案を提出するというスケジュールを念頭に検討を進める。

② 保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援の促進

待機児童の早期解消を目指し、2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する。このため、保育所の新設、改修に要する経費を支援するとともに、保育士の業務負担を軽減するためのICTシステムの導入の支援、保育士を目指す学生に対する学費の貸付け等により、保育人材の確保を図る。

幼児期の子ども達が、小学校教育へ円滑に移行できるようにする(幼保小連携)ため、好奇心や粘り強さといった学びや生活の基盤を育む体験活動など、モデル地域での実践を行い、教材や教育方法の開発・改善を行う。

学童保育、病児保育事業、乳幼児の一時預かり事業、保育コンシェルジュ等の運